

大井町第6次総合計画後期基本計画策定方針

1 策定の趣旨

本町では、1969年に「大井町総合計画」、1980年に「第2次総合計画」、1991年に第3次総合計画「おいアスカ21プラン」、2001年に第4次総合計画「夢おい21プラン」、2011年に第5次総合計画「おいきらめきプラン」、そして2021年に第6次総合計画「つなごう！大井未来計画」を策定し、町政運営の指針としてきました。

第6次総合計画である「つなごう！大井未来計画」は、「みんなでつなぐ 大井の未来」をまちづくりの目標として掲げ2021年度から取り組んでおりますが、前期基本計画が2025年度に実施期間の最終年度を迎えます。

また、近年の町行政を取り巻く状況は変化がめまぐるしいことから、町政の現状と課題を整理するとともに、時代の変化を展望し、町政運営の指針となる新たな総合計画の策定が必要となっています。

そこで、新たな基本計画は、大井町自治基本条例の理念に照らして、町民参加のもと、町の将来像を設定し、これからの町政運営の基本的な方向と施策を体系的に示すために策定します。

2 計画の名称

この計画の名称は、「大井町第6次総合計画「つなごう！大井未来計画」後期基本計画」とします。

3 策定期間

後期基本計画は2025年度までに策定します。

4 計画の構成

総合計画は「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層で構成され、2030年度を展望した「基本構想」のもと「基本計画」は前期・後期の5ヵ年ごとに定めるものとし、「実施計画」は「基本計画」の目標を具体化するための3ヵ年の計画とします。

今回は、「後期基本計画」、「第3次実施計画」を策定します。

○基本構想 2030年度を展望

・大井町の将来像を設定し、町政運営の基本理念、施策の基本的な方向を示します。

○基本計画 前期基本計画 2021年度～2025年度

後期基本計画 2026年度～2030年度

・基本構想に基づいて、それを実現するための基本的な施策を部門ごとに体系化して示します。

○実施計画 第1次実施計画 2021年度～2023年度

第2次実施計画 2023年度～2025年度

第3次実施計画 2026年度～2028年度

第4次実施計画 2028年度～2030年度

- ・基本計画に示された施策を実施するため、具体的な事業を年度計画で示し、予算編成の指針とします。

大井町第6次総合計画構成図

※ 2023年度 は今回策定する計画

2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度
基 本 構 想 2021 年度～2030 年度									
前期基本計画 2021～2025 年度					後期基本計画 2026 年度～2030 年度				
第1次実施計画 2021～2023 年度			第2次実施計画 2023～2025 年度		第3次実施計画 2026～2028 年度		第4次実施計画 2028～2030 年度		

※2023・2028年度はローリングを行う。

5 計画策定にあたっての基本的視点

(1) 持続可能な行政経営の推進

前期基本計画の評価と残された課題を整理し、今後迎える町内外の社会的・経済的動向を踏まえるとともに、SDGs（持続可能な開発目標）の観点を取り入れて、施策目標の明確化と手法の適正化を図ります。

(2) 地方創生の推進

デジタル田園都市国家構想総合戦略を踏まえ、地方版総合戦略との一体化を図り、人口減少・少子高齢化や地域課題の解決に向けて地域特性に即した施策を行い、子どもから高齢者まで誰一人取り残されない社会の実現のための地方創生を推進します。

(3) 協働の原則

大井町自治基本条例の理念に基づき、町民や町が協働してまちづくりを推進するための施策・事業を立案するとともに、町民と行政の役割分担の明確化を図ります。

(4) 情報公開の原則

総合計画を策定する上で、広く町民の関心を喚起し、意見を取り入れるため、原則として、計画策定に係る情報を公開します。

(5) 部門別計画との整合性の確保

計画策定にあたっては、近隣市町村、県、国の計画を把握し、本町との関連性を検討します。

(6) 施策・事業の実現性・実効性の確保

計画の実現性・実効性を担保するため、町財政を見通し、客観的な資料、事前調査等に基づき施策・事業を位置付けます。

(7) 行政評価との連動

総合計画の進捗状況については、行政評価の実施によって、広く示すことを前提として、各施策の指標化を図ります。

(8) 広域連携の推進

広域的な取り組みにより効果的かつ効率的に執行可能な事業については、近隣市町等との連携を推進します。

(9) 個別の施策・事業の連携強化

個別の施策・事業相互の関連性を検討し、総合的な行政効果が発揮できるよう連携を図ります。

(10) 自治体 DX の推進

行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用し住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術や AI 等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げます。

6 策定体制

全庁をあげた策定体制として、庁内に総合計画策定委員会、総合計画策定委員会担当者部会を設置します。

(1) 総合計画策定委員会（町長、副町長、教育長、参事及び各課室長により構成）

・計画策定に関する総合調整、重点施策等の審議及び計画原案の決定

(2) 総合計画策定委員会担当者部会（各課室の中堅職員 1 名、若手職員 1 名で構成）

・計画策定に関する調査、連絡調整及び計画原案の検討

7 町民参加

町民の意見、ニーズを把握し、町民との協働の取り組みにより計画策定を進めるため、町民への意識調査を実施するほか、まちづくり会議等を開催するとともに、パブリックコメントを実施するなど、町民参加の機会を設けます。

(1) 意識調査

・町民意識調査

2019年度に実施（標本数3,000、16歳以上の住民を対象）

・職員意識調査

(2) 大井町まちづくり会議の設置

町内各種団体からの推薦及び住民からの一般公募等により構成される大井町まちづくり会議を設置し、町の課題・将来像及び計画案に対する意見を求めます。

(3) 町民説明会の開催

2025年度に原案を説明し、あわせて意見を求めます。

(4) パブリックコメントの実施

計画原案についてパブリックコメントを実施し、町民から広く意見を求めます。

(5) 広報等による周知

計画策定の進行にあわせて、総合計画審議会、総合計画策定委員会、大井町まちづくり会議の議事・資料は原則としてホームページ等により公開します。

8 大井町総合計画審議会

大井町総合計画審議会条例に基づき、17人以内で組織する、総合計画審議会を設置します。

審議会は、町長の諮問に応じて、後期基本計画の審議及びその他計画策定・運用に必要な調査、審議を行います。

9 委託調査

策定作業を効率的に行い、また専門的な知識・技術を活用するため、次の項目について2024年度に委託調査を実施します。

なお、業者選定にあたっては、本計画が今後の町政の基本となるものであるため、当町の将来像について提言できる能力を備えた業者を選定する必要があることから、競争入札の方法によらず、プロポーザル方式により経験及び能力を有する企業からの提案を募集します。

(1) 町民意識の調査・分析

町民意識調査の実施、大井町まちづくり会議のとりまとめ

(2) 町政の調査・分析

現行施策・事業の調査・分析、各課ヒアリングの実施など

(3) 計画案の提案

課題の設定、町の将来像、後期基本計画〈第1次素案〉など

(4) 庁内会議等の運営支援

総合計画策定委員会等への出席、支援

※1 第3次実施計画は、町が直接策定を行い、委託調査の対象とはしません。

※2 計画書及びダイジェスト版等の印刷製本は2025年度に改めて委託します。